

「組合掲示物撤去」は不当労働行為！

東京高裁で連続の組合勝利！

8月28日、東京高等裁判所は「組合掲示物不当撤去事件・行政訴訟控訴審（C）」において「会社による組合掲示物の撤去は不当労働行為である」として、東京地裁勝利判決に続き、会社の不当労働行為を断罪した組合勝利の判決を下しました。これは5月30日、東京高等裁判所の「組合掲示物不当撤去事件・行政訴訟控訴審（F）」における勝利判決に次ぐ、JR東海労の連続した勝利です。

この闘いは、会社の熾烈な組合組織への介入に抗して、職場で組合情報と掲示板への掲出の取り組みの強化の中で、組合掲示板から繰り返し行なわれていたJR東海会社による一方的な組合掲示物撤去に対して、大阪第一車両所分会の仲間たちが立ち向かった1995年の大阪府労働委員会からはじまり、中央労働委員会、東京地方裁判所、東京高等裁判所へと、会社からの様々な攻撃に屈せず、12年間にわたり粘り強く闘い続けてきたのです。



**会社は直ちに謝罪文をJR東海労に手交し、
職場の正当な組合活動への介入をやめろ！**

同日開催したJR東海労新幹線関西地本の勝利報告集会で、大阪第一車両所分会が闘ってきた意義と勝利判決の成果を確認しました。そして私たちは、今こそ職場からの闘いと社会正義の闘いを労働組合の真価を発揮して闘うことを全体で確認しました。



東京高等裁判所の判決は、大阪府労働委員会が「結成以来の厳しい労使対立、労使紛争の状況を併せ考えれば、本件各撤去は、組合活動を嫌悪し、その弱体化を企図し、正当な撤去の権限を超えて行ったもの」、さらには中央労働委員会が「会社が掲示物を撤去するに当たっては、掲示物の内容が協約に違反していることのみならず、撤去について理由を明示し、組合に考慮の暇を与えること等、相当な手続き・手順を踏むことも必要であることを附言する」という判断に示されたように、職場における組合活動の正当性と会社の不当労働行為を確定的なものとしたのです。会社は謝罪文を手交し、組合活動への支配介入をやめろ！！